八潮市告示第121号

八潮市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱を 次のように定める。

平成22年5月25日

八潮市長 多 田 重 美

八潮市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録した者に対し、その交付の事実を通知する制度(以下「本人通知制度」という。)を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをい う。
  - (1) 住民票(消除されたものを含む。)の写し(戸籍の表示がされたものに限る。)
  - (2) 住民票(消除されたものを含む。)の記載事項に関する証明書(戸籍の表示がされたものに限る。)
  - (3) 戸籍の附票(消除されたものを含む。)の写し
  - (4) 戸籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本
  - (5) 戸籍の記載事項に関する証明書
  - (6) 除籍の全部事項証明書若しくは個人事項証明書又は除籍の謄本若しくは抄本
  - (7) 除籍の記載事項に関する証明書
  - (8) 改製原戸籍の謄本又は抄本
- 2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 住基法第12条第1項若しくは第20条第1項又は戸籍法第10条 第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定に

より住民票の写し等を請求する者の代理人

(2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項若しくは第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票等が必要である旨の申出をする者若しくは戸籍法第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定により住民票等の交付の請求(同法第12条の2において準用する場合を含む。)をする者又はこれらの代理人

(対象者)

- 第3条 本人通知制度の対象となる者は、登録の申込みの日において、次 の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 住基法の規定により、八潮市が作成した住民基本台帳(消除されたものを含む。)又は戸籍の附票(消除されたものを含む。)に記録されている者
  - (2) 戸籍法の規定により、八潮市が編成した戸籍(除籍を含む。) に記載又は記録されている者
- 2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対 象としない。

(登録の申込み等)

- 第4条 前条に規定する対象者で本人通知制度の利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、あらかじめ八潮市本人通知制度登録申込書(様式第1号)により、市長に登録(以下「登録」という。)の申込みをしなければならない。
- 2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証す るため、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その 他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等(本人の写真が貼付 されたものに限る
  - 。)又は本人であることを証するため市長が適当であると認める書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第1項の申込みを代理人によりしようとするときは、代理人について 前項に定める本人であることを証する書類のほか、次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならな い。
  - (1) 法定代理人(八潮市に備付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人であることが明らかである者を除く。) 戸籍謄本その他法定代

理人の資格を証する書類

- (2) 前号に掲げる者以外の者 委任状
- 4 申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の登録の申込みをすることができる。

(登録等)

- 第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当 と認めるときは、八潮市本人通知制度登録者名簿(様式第2号。以下「 登録者名簿」という。)に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、登録した者 (以下「登録者」という。)であることを確認できるよう必要な措置を 講じなければならない。

(登録の変更等)

- 第6条 登録者は、氏名、住所、本籍、その他登録された事項に変更が生 じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、八潮市本人通知制度登 録(変更・廃止)届出書(様式第3号)により速やかに市長に届け出な ければならない。
- 2 前項に規定する変更の届出は、住基法又は戸籍法の規定による届出とともに届け出るものとする。

(本人通知)

- 第7条 市長は、第三者からの申出又は請求により登録者に係る住民票の 写し等を交付したときは、八潮市住民票の写し等交付通知書(様式第4 号)により、当該登録者にその旨を通知するものとする。ただし、次の 各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 住基法第12条の3第4項第5号(同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。) に規定する政令で定める業務に係る申出により交付したとき。
  - (2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項に規定する業務(同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。)に係る請求により交付したとき。
  - (3) その他市長が特別な申出又は請求であると認めるとき。

(登録の廃止)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を廃止する ものとする。
  - (1) 第6条第1項の規定による変更の届出を怠ったことにより、第7条 第1項の規定による通知が返戻されたとき。
  - (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
  - (3) 消除された住民票及び消除された戸籍の附票が保存期間を経過し、 住民票の写し等(第2条第1号から第3号までに掲げたものに限る。) が第三者に交付することができなくなったとき。
  - (4) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1 項の規定により住民票を職権消除したとき。
  - (5) 虚偽による登録その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な 事項は、別に定める。

附 則(平成22年告示第121号)

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第247号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の八潮市住民票の写し 等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第5条の規定により 八潮市本人通知制度登録者名簿に登録されている者は、この告示による 改正後の八潮市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関 する要綱第5条の規定により八潮市本人通知制度登録者名簿に登録さ れた者とみなす。

附 則(平成27年告示第598号) この告示は、平成27年11月24日から施行する。